

電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者及び内定候補者選考基準

制定 平成16年11月17日

最終改正 令和5年3月7日

(趣旨)

第1条 この基準は、電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考規程(以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、免除候補者及び内定候補者の選考の実施に必要な事項を定める。

(推薦の基準)

第2条 規程第9条及び第9条の2第1項の規定による免除候補者及び内定候補者の選考は、別表1に定める業績種別及び評価項目により行い、推薦順位は、各項目の評価された合計点が高い者を上位とする。同点の場合は、電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会の議を経て順位を定める。

2 規程第9条の2第2項の規定による内定候補者の選考は、「学業成績評点(GPA)」により行い、推薦順位は点数が高い者を上位とする。同点の場合は、「修得単位数」が高い者を上位とする。なお、本学以外の学生で本学と異なる成績評価基準の場合、別表2により、学業成績評点(GPA)を算出する。

(別表1)

業績種別及び評価項目	評価点
(1) 学位論文その他の研究論文	200
① 大学院における研究活動等に関する業績 学位論文、研究論文が特に優れている場合	100 A, B, C (100, 80, 60)
② 専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績	100
イ 学会等で受賞した場合	30
ロ 国内学会で発表した場合	10
ハ 国際学会で発表した場合	15
ニ 学術雑誌に掲載された場合	25
ホ 新聞等へ掲載された場合	20
(2) 大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果(修士論文に代わるもの) [※①]	100
特定の課題について研究の成果が特に優れている場合	A, B, C (100, 80, 60)

(3) 著書、データベースその他の著作物 {(1)(2)に掲げるものを除く}	30
専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価された場合	
(4) 発 明	30
特許等が優れた発明・発見として認められた場合	
(5) 授業科目の成績 [※②]	60
特に優秀な成績を収め推薦に値する場合	A, B, C (60, 40, 20)
(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績	20
リサーチ・アシスタント、ティーチング・アシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に貢献したと認められた場合	
(7) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績	20
教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を上げたとして認められた場合	
(8) スポーツ競技会における成績	20
教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を上げたとして認められた場合	
(9) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	20
教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価された場合	
合 計 (満点の場合)	400
候 補 者 合 計	

- 備考1 ※同一の業績に関して、複数の項目の根拠とすることはできない。
- 2 ※①は 業績種別及び評価項目(1)①と重複評価はしない。
- 3 ※②は 取得授業科目のうち、秀・優の割合が9割以上をA、8割以上をB、7割以上をCと評価する。なお優の科目数は、小数点以下を繰り上げた数とする。これは修了要件の授業科目、単位数を対象とする。
- 4 評価点欄のA、B、C下の数値は、同区分の評価点を示す。

(別表2)

成績評価基準		
5段階(本学)	4段階	6段階
秀(S)	優(A) [※]	最秀(S+)
		秀(S)
優(A)	優(A) [※]	優(A)
良(B)	良(B)	良(B)
可(C)	可(C)	可(C)
不可(D)	不可(D)	不可(D)

- 備考1 4段階又は6段階の場合において、この表の評語と異なるときは、各段階の評語に相当するものに置き換える。
- ※4段階の「優(A)」の合計単位数のうち、4分の1を5段階(本学)の「秀(S)」に、4分の3を5段階(本学)の「優(A)」に置き換える。
 - 成績評価基準が、この表のいずれにも該当しない場合は、電気通信大学大学院第一種奨学金返還免除候補者選考委員会の議を経て学業成績評点(GPA)算出方法を定める。

附 則

この要領は、平成16年11月17日から施行する。

附 則 (平成27年10月27日)

この基準は、平成27年11月1日から施行する。

附 則 (令和3年11月29日)

この基準は、令和3年11月29日から施行する。

附 則 (令和4年12月26日)

この基準は、令和5年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月7日)

この基準は、令和5年3月7日から施行する。